計画作成年度	平成２７年度
計画主体	井川町

井川町鳥獣被害防止計画

＜連　絡　先＞
担 当 部 署 名　井川町産業課
所　　在　　地　秋田県南秋田郡井川町
　　北川尻字海老沢樋ノ口 78 番地 1
電　話　番　号　018-874-4418
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　018-874-2600
メールアドレス　sangyou@town.akita-ikawa.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ
計画期間	平成２８年度 ～ 平成３０年度
対象地域	秋田県南秋田郡井川町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（平成２６年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
ツキノワグマ	農作物被害	０ａ ０円
	人身被害	０件

※ツキノワグマによる農林水産等に係る被害については、秋田中央農業共済組合に被害報告はなかった。

（２）被害の傾向

・本町管内におけるツキノワグマの目撃情報は、４月から１２月にかけて町内全域より寄せられており、中には農作業中に遭遇するケースも出ている。
・近年、農作業用道路や民家付近等でも見受けられているほか、出没箇所の中には通学路となっている箇所もあり、農作業従事者のみならず児童生徒等に対する遭遇及び被害が懸念される。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（平成２６年度）	目標値（平成３０年度）
農作物被害	被害面積　０ａ 被害額　０千円	被害面積　０ａ 被害額　０千円
人身被害	０件	０件

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ツキノワグマによる人身被害及び農作物への被害を防止するため、井川町鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）による有害鳥獣の捕獲、追い払いを行っている。 捕獲手段については箱わな、銃器により実施している。 ・通学路での目撃情報には児童生徒の安全確保のため、教育機関等への周知を図るとともに、有線放送による一斉放送を通じて注意を呼びかけている。 ・町は、実施隊、猟友会と連携しながら被害防止に努めている。	・実施隊員の高齢化に伴って、従事者の減少が懸念される。また、日中勤め人が多く、平日に活動へ参加できる隊員が少ない。 ・ツキノワグマが住居地付近まで行動範囲を広げており、社会福祉施設や学校施設でも目撃されており、要支援者や児童生徒がツキノワグマと遭遇する危険性がある。
防護柵の設置等に関する取組	な し	な し

（５）今後の取組方針

・ツキノワグマ出没時には、より迅速に対応できるよう関係機関との連絡体制を強化し、人身被害０、農作物被害０を継続できるよう努める。
・ツキノワグマが出没した際は、周辺パトロールや有線放送、広報車巡回による地域住民に対する注意喚起を行い、引き続き被害の未然防止を図る。
・ 本町の被害防止対策は、有害鳥獣捕獲の取組を基本とし、県が定める「第１１次鳥獣保護管理事業計画」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第３次ツキノワグマ）」との整合性を図りながら、銃器、箱わな等による効果的な捕獲を実施する。
・森林整備による緩衝帯の設置や餌となる廃棄農作物の管理の徹底により住居地近くへの出没軽減を図る。
・地域住民に対し、被害防止に関する知識の普及活動を行い、意識啓発に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・平成２６年度に設置した実施隊による捕獲を継続する。
・実施隊員は、東汀猟友会井川支部会員で構成し、町長が任命する。このうち、主として対象鳥獣の捕獲活動に従事する者を対象鳥獣捕獲員として町長が任命する。
・箱わなを有効活用しながら必要に応じて設置数を追加することで被害防止を図る。
・ライフル銃については、周囲の安全を十分に確認したうえで使用を行う。
・ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成２８年度 ～ 平成３０年度	ツキノワグマ	・新規捕獲従事者の確保、育成を図る。 ・箱わなを有効活用しながら、必要に応じて設置数を追加することで被害防止を図る。 ・地域毎に、ツキノワグマの捕獲に関する技能と知識を有する実施隊員を配置すると共に、危険防止のため、当該隊員が単独で捕獲等を実施しないよう配慮する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
秋田県が定める「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第３次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づき、捕獲数を把握しながら、安全かつ効果的な方法による必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
ツキノワグマ	必要最小限	同　左	同　左

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて、各種団体と連携をとり住民の安全確保や捕獲方法・捕獲場所を各団体の役割確認し、最も有効な方法で実施する。 なお、人身被害の危険性が低い、または農作物が周辺にないと見られる場所については、保護の観点から捕獲はしない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にはライフル銃が必要となるため、ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底すると共に使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
―	な　し

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
―	な し	な し	な し

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成２８年度 ～ 平成３０年度	ツキノワグマ	・行政機関、警察、猟友会による巡回パトロールを実施し、出没箇所の把握、広報周知を実施する。 ・出没時には町の有線放送による一斉放送により注意喚起を促す。 ・ツキノワグマの被害の少ない農作物の作付転換及び森林整備、廃棄農作物の管理を徹底する。 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施及び出没地点の現地調査を行う。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
井川町役場	関係機関の連絡・調整役として、捕獲等の実施主体となる。
五城目警察署	住民生活の安全を守る立場から、装薬銃等の使用に関する指導、監督を行う。
東汀猟友会井川支部	装薬銃等を用いた捕獲に直接係わる立場から、捕獲活動や対策への助言、指導を行うと共に安全講習会の開催等により安全な捕獲に努める。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止策を行う。現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
秋田地域振興局農林部	有害鳥獣捕獲許可を行う立場から指導、助言及び許可を行う。

（２）緊急時の連絡体制

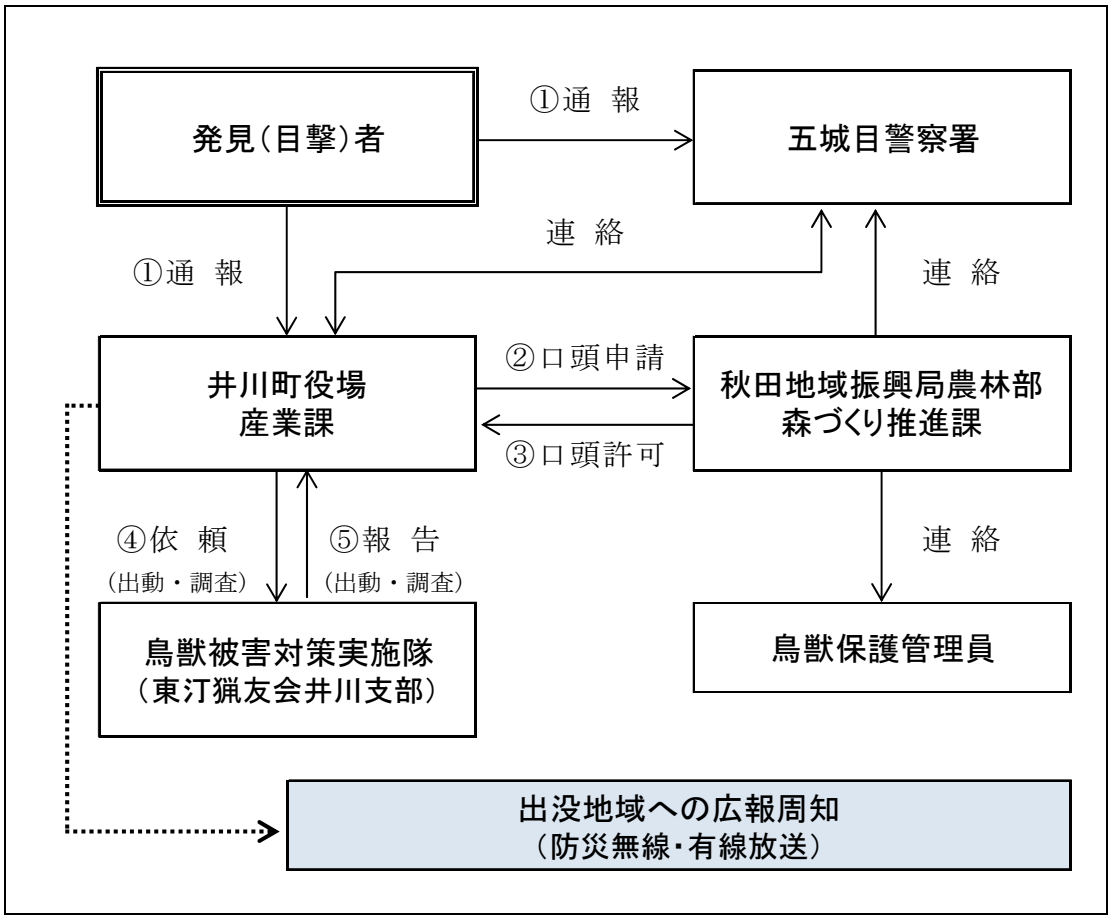

６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

該当なし

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
井川町産業課	各組織への提言､助言及び連絡調整に関すること
東汀猟友会井川支部	鳥獣の捕獲に関すること
秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること
五城目警察署	被害状況等の情報提供､鳥獣捕獲の協力に関すること
湖東森林組合	間伐等森林整備の実施に関すること
あきた湖東農業協同組合	農作物被害の情報提供に関すること
井川町農業委員会	耕作放棄地の情報提供に関すること
秋田広域農業共済組合	農作物被害の情報提供に関すること

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は東汀猟友会井川支部会員で組織し、計画に基づく被害防止活動を行う。実施隊の対象鳥獣捕獲員は、猟友会員の中から対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者とする。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

な し

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

８．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。
また、近年、近隣市町村でニホンジカの目撃情報が増加していることから、本町での農林業被害の実態や生息状況の把握に努めていく。